【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、次に掲げるもの（法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条の八に規定するもの

ロ　法第二条第一項第五号に掲げるもの

ハ　法第二条第一項第七号に掲げるもの

ニ　法第二条第一項第九号に掲げるもの

ホ　法第二条第一項第十七号に掲げるものであつて、イに掲げる有価証券の性質を有するもの

へ　法第二条第一項第十七号に掲げるものであつて、同項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ト　法第二条第一項第十九号に掲げるもの

チ　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第二条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十七号に掲げるものであつて同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ヌ　令第一条第一号に掲げるもの

ル　令第一条第二号に掲げるもの

ヲ　法第二条第一項第二十号に掲げるものであつて、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

ワ　有価証券信託受益証券（令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。）のうち、受託有価証券（同号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）がイからルまでに掲げるものであるもの

カ　令第一条の三の四に規定するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同条第一項第十七号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

二の二　社会医療法人債券　第一号イ又はホに掲げるものをいう。

三　社債券　法第二条第一項第五号に掲げるものをいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第九号に掲げる株券をいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第七号に掲げる優先出資証券をいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株予約権証券　法第二条第一項第九号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　新株予約権付社債券　社債券のうち、新株予約権を付与されているものをいう。

六の二　カバードワラント　法第二条第一項第十九号に掲げるものをいう。

六の三　預託証券　第一号ヲに掲げるものをいう。

六の四　コマーシャル・ペーパー　第一号チ又はリに掲げるものをいう。

六の五　外国譲渡性預金証書　第一号ヌに掲げるものをいう。

六の六　学校債券　第一号ルに掲げるものをいう。

六の七　学校貸付債権　第一号カに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

八の二　社会医療法人債　社会医療法人債券に表示されるべき権利をいう。

九　新株予約権付社債　新株予約権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　オプション　法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集及び特定組織再編成発行手続（法第二条の二第四項に規定する特定組織再編成発行手続をいう。以下同じ。）をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。）、同条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項　の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第一項　の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。

十八の二　外国会社報告書　法第二十四条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社報告書をいう。

十八の三　確認書　法第二十四条の四の二第一項（法第二十四条の四の八第一項及び法第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する確認書をいう。

十八の四　外国会社確認書　法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社確認書をいう。

十八の五　四半期報告書　法第二十四条の四の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する四半期報告書をいう。

十八の六　外国会社四半期報告書　法第二十四条の四の七第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社四半期報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

十九の三　外国会社半期報告書　法第二十四条の五第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社半期報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第二項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　親会社等状況報告書　法第二十四条の七第一項（同条第六項及び法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する親会社等状況報告書をいう。

二十の三　内国会社　第一号イ、ロ、ニ、チ、ル又はカに掲げる有価証券の発行者及び第一号ト、ヲ又はワに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の四　外国会社　第一号ホ、ヘ、リ又はヌに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第十七号に掲げるものであって、同項第七号に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ト、ヲ又はワに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四の二　医療法人　第一号イ又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の四の三　学校法人等　第一号ル又はカに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の五　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の六　組合等　有価証券投資事業権利等（法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等をいう。）の発行者をいう。

二十の六の二　組合契約　組合等に係る契約をいう。

二十の七　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人　を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　四半期連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二の三　四半期財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する四半期財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二の四　中間財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する中間財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第五号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十二の二　四半期連結会計期間　四半期財務諸表等規則第三条第五号に規定する四半期連結会計期間をいう。

二十二の三　中間連結会計期間　中間連結財務諸表規則第三条第二項に規定する中間連結会計期間をいう。

二十二の四　四半期会計期間　四半期財務諸表等規則第三条第四号に規定する四半期会計期間をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十七項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　金融商品取引所　法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の金融商品市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この号において同じ。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式に係る議決権が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の総株主等の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の総株主等の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、次に掲げるもの（法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条の八に規定するもの

ロ　法第二条第一項第五号に掲げるもの

ハ　法第二条第一項第七号に掲げるもの

ニ　法第二条第一項第九号に掲げるもの

ホ　法第二条第一項第十七号に掲げるものであつて、イに掲げる有価証券の性質を有するもの

へ　法第二条第一項第十七号に掲げるものであつて、同項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ト　法第二条第一項第十九号に掲げるもの

チ　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第二条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十七号に掲げるものであつて同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ヌ　令第一条第一号に掲げるもの

ル　令第一条第二号に掲げるもの

ヲ　法第二条第一項第二十号に掲げるものであつて、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

ワ　有価証券信託受益証券（令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。）のうち、受託有価証券（同号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）がイからルまでに掲げるものであるもの

カ　令第一条の三の四に規定するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同条第一項第十七号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

二の二　社会医療法人債券　第一号イ又はホに掲げるものをいう。

三　社債券　法第二条第一項第五号に掲げるものをいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第九号に掲げる株券をいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第七号に掲げる優先出資証券をいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株予約権証券　法第二条第一項第九号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　新株予約権付社債券　社債券のうち、新株予約権を付与されているものをいう。

六の二　カバードワラント　法第二条第一項第十九号に掲げるものをいう。

六の三　預託証券　第一号ヲに掲げるものをいう。

六の四　コマーシャル・ペーパー　第一号チ又はリに掲げるものをいう。

六の五　外国譲渡性預金証書　第一号ヌに掲げるものをいう。

六の六　学校債券　第一号ルに掲げるものをいう。

六の七　学校貸付債権　第一号カに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

八の二　社会医療法人債　社会医療法人債券に表示されるべき権利をいう。

九　新株予約権付社債　新株予約権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　オプション　法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集及び特定組織再編成発行手続（法第二条の二第四項に規定する特定組織再編成発行手続をいう。以下同じ。）をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。）、同条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項　の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第一項　の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。

十八の二　外国会社報告書　法第二十四条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社報告書をいう。

十八の三　確認書　法第二十四条の四の二第一項（法第二十四条の四の八第一項及び法第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する確認書をいう。

十八の四　外国会社確認書　法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社確認書をいう。

十八の五　四半期報告書　法第二十四条の四の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する四半期報告書をいう。

十八の六　外国会社四半期報告書　法第二十四条の四の七第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社四半期報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

十九の三　外国会社半期報告書　法第二十四条の五第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社半期報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第二項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　親会社等状況報告書　法第二十四条の七第一項（同条第六項及び法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する親会社等状況報告書をいう。

二十の三　内国会社　第一号イ、ロ、ニ、チ、ル又はカに掲げる有価証券の発行者及び第一号ト、ヲ又はワに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の四　外国会社　第一号ホ、ヘ、リ又はヌに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第十七号に掲げるものであって、同項第七号に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ト、ヲ又はワに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四の二　医療法人　第一号イ又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の四の三　学校法人等　第一号ル又はカに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の五　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の六　組合等　有価証券投資事業権利等（法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等をいう。）の発行者をいう。

二十の六の二　組合契約　組合等に係る契約をいう。

二十の七　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人　を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　四半期連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二の三　四半期財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する四半期財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二の四　中間財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する中間財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第五号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十二の二　四半期連結会計期間　四半期財務諸表等規則第三条第五号に規定する四半期連結会計期間をいう。

二十二の三　中間連結会計期間　中間連結財務諸表規則第三条第二項に規定する中間連結会計期間をいう。

二十二の四　四半期会計期間　四半期財務諸表等規則第三条第四号に規定する四半期会計期間をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十七項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　金融商品取引所　法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の金融商品市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この号において同じ。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式に係る議決権が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の総株主等の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の総株主等の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、次に掲げるもの（法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条の八に規定するもの

ロ　法第二条第一項第五号に掲げるもの

ハ　法第二条第一項第七号に掲げるもの

ニ　法第二条第一項第九号に掲げるもの

ホ　法第二条第一項第十七号に掲げるものであつて、イに掲げる有価証券の性質を有するもの

へ　法第二条第一項第十七号に掲げるものであつて、同項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ト　法第二条第一項第十九号に掲げるもの

チ　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第二条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十七号に掲げるものであつて同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ヌ　令第一条第一号に掲げるもの

ル　令第一条第二号に掲げるもの

ヲ　法第二条第一項第二十号に掲げるものであつて、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

ワ　有価証券信託受益証券（令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。）のうち、受託有価証券（同号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）がイからルまでに掲げるものであるもの

カ　令第一条の三の四に規定するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同条第一項第十七号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

二の二　社会医療法人債券　第一号イ又はホに掲げるものをいう。

三　社債券　法第二条第一項第五号に掲げるものをいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第九号に掲げる株券をいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第七号に掲げる優先出資証券をいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株予約権証券　法第二条第一項第九号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　新株予約権付社債券　社債券のうち、新株予約権を付与されているものをいう。

六の二　カバードワラント　法第二条第一項第十九号に掲げるものをいう。

六の三　預託証券　第一号ヲに掲げるものをいう。

六の四　コマーシャル・ペーパー　第一号チ又はリに掲げるものをいう。

六の五　外国譲渡性預金証書　第一号ヌに掲げるものをいう。

六の六　学校債券　第一号ルに掲げるものをいう。

六の七　学校貸付債権　第一号カに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

八の二　社会医療法人債　社会医療法人債券に表示されるべき権利をいう。

九　新株予約権付社債　新株予約権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　オプション　法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集及び特定組織再編成発行手続（法第二条の二第四項に規定する特定組織再編成発行手続をいう。以下同じ。）をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。）、同条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

（十八の二　新設）

十八の二　確認書　法第二十四条の四の二第一項（法第二十四条の四の八第一項及び法第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する確認書をいう。

（十八の四　新設）

十八の三　四半期報告書　法第二十四条の四の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する四半期報告書をいう。

（十八の六　新設）

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

（十九の三　新設）

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第二項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　親会社等状況報告書　法第二十四条の七第一項（同条第六項及び法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する親会社等状況報告書をいう。

二十の三　内国会社　第一号イ、ロ、ニ、チ、ル又はカに掲げる有価証券の発行者及び第一号ト、ヲ又はワに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の四　外国会社　第一号ホ、ヘ、リ又はヌに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第十七号に掲げるものであって、同項第七号に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ト、ヲ又はワに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四の二　医療法人　第一号イ又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の四の三　学校法人等　第一号ル又はカに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の五　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の六　組合等　有価証券投資事業権利等（法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等をいう。）の発行者をいう。

二十の六の二　組合契約　組合等に係る契約をいう。

二十の七　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　四半期連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二の三　四半期財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する四半期財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二の四　中間財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する中間財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第五号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十二の二　四半期連結会計期間　四半期財務諸表等規則第三条第五号に規定する四半期連結会計期間をいう。

二十二の三　中間連結会計期間　中間連結財務諸表規則第三条第二項に規定する中間連結会計期間をいう。

二十二の四　四半期会計期間　四半期財務諸表等規則第三条第四号に規定する四半期会計期間をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十七項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　金融商品取引所　法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の金融商品市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この号において同じ。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式に係る議決権が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の総株主等の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の総株主等の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、次に掲げるもの（法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条の八に規定するもの

ロ　法第二条第一項第五号に掲げるもの

ハ　法第二条第一項第七号に掲げるもの

ニ　法第二条第一項第九号に掲げるもの

ホ　法第二条第一項第十七号に掲げるものであつて、イに掲げる有価証券の性質を有するもの

へ　法第二条第一項第十七号に掲げるものであつて、同項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ト　法第二条第一項第十九号に掲げるもの

チ　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第二条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十七号に掲げるものであつて同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ヌ　令第一条第一号に掲げるもの

ル　令第一条第二号に掲げるもの

ヲ　法第二条第一項第二十号に掲げるものであつて、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

ワ　有価証券信託受益証券（令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。）のうち、受託有価証券（同号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）がイからルまでに掲げるものであるもの

カ　令第一条の三の四に規定するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同条第一項第十七号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

二の二　社会医療法人債券　第一号イ又はホに掲げるものをいう。

三　社債券　法第二条第一項第五号に掲げるものをいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第九号に掲げる株券をいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第七号に掲げる優先出資証券をいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株予約権証券　法第二条第一項第九号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　新株予約権付社債券　社債券のうち、新株予約権を付与されているものをいう。

六の二　カバードワラント　法第二条第一項第十九号に掲げるものをいう。

六の三　預託証券　第一号ヲに掲げるものをいう。

六の四　コマーシャル・ペーパー　第一号チ又はリに掲げるものをいう。

六の五　外国譲渡性預金証書　第一号ヌに掲げるものをいう。

六の六　学校債券　第一号ルに掲げるものをいう。

六の七　学校貸付債権　第一号カに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

八の二　社会医療法人債　社会医療法人債券に表示されるべき権利をいう。

九　新株予約権付社債　新株予約権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　オプション　法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集及び特定組織再編成発行手続（法第二条の二第四項に規定する特定組織再編成発行手続をいう。以下同じ。）をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。）、同条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十八の二　確認書　法第二十四条の四の二第一項（法第二十四条の四の八第一項及び法第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する確認書をいう。

十八の三　四半期報告書　法第二十四条の四の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する四半期報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第二項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　親会社等状況報告書　法第二十四条の七第一項（同条第六項及び法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する親会社等状況報告書をいう。

二十の三　内国会社　第一号イ、ロ、ニ、チ、ル又はカに掲げる有価証券の発行者及び第一号ト、ヲ又はワに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の四　外国会社　第一号ホ、ヘ、リ又はヌに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第十七号に掲げるものであって、同項第七号に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ト、ヲ又はワに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四の二　医療法人　第一号イ又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の四の三　学校法人等　第一号ル又はカに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の五　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の六　組合等　有価証券投資事業権利等（法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等をいう。）の発行者をいう。

二十の六の二　組合契約　組合等に係る契約をいう。

二十の七　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人　を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　四半期連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二の三　四半期財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する四半期財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二の四　中間財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する中間財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第五号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十二の二　四半期連結会計期間　四半期財務諸表等規則第三条第五号に規定する四半期連結会計期間をいう。

二十二の三　中間連結会計期間　中間連結財務諸表規則第三条第二項に規定する中間連結会計期間をいう。

二十二の四　四半期会計期間　四半期財務諸表等規則第三条第四号に規定する四半期会計期間をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十七項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人　を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人　を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　金融商品取引所　法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の金融商品市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この号において同じ。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式に係る議決権が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の総株主等の議決権　の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の総株主等の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条に規定するもの

ロ　法第二条第一項第四号に掲げるもの

ハ　法第二条第一項第五号の二に掲げるもの

ニ　法第二条第一項第六号に掲げるもの

ホ　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて、イに掲げる有価証券の性質を有するもの

へ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ト　同条第一項第十号の二に掲げるもの

チ　証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

リ　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ヌ　令第一条に規定するもの

ル　法第二条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

ヲ　法第二条第二項第四号に規定する有限責任事業組合契約（以下「組合契約」という。）に基づく権利

ワ　法第二条第二項第五号に掲げる権利（組合契約に類するものに基づく権利に限る。）

カ　法第二条第二項第六号に掲げる合同会社の社員権及び令第一条の三の四に規定する権利（以下「社員権」という。）

ヨ　法第二条第二項第七号に掲げる社員権

二　有価証券の種類　第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同条第一項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

二の二　社会医療法人債券　第一号イ又はホに掲げるものをいう。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株予約権証券　法第二条第一項第六号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　新株予約権付社債券　社債券のうち、新株予約権を付与されているものをいう。

六の二　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の三　預託証券　第一号ルに掲げるものをいう。

六の四　コマーシャル・ペーパー　第一号チ又はリに掲げるものをいう。

六の五　外国譲渡性預金証書　第一号ヌに掲げるものをいう。

（六の六、六の七　新設）

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

八の二　社会医療法人債　社会医療法人債券に表示されるべき権利をいう。

九　新株予約権付社債　新株予約権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

（十八の二、十八の三　新設）

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第二項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　親会社等状況報告書　法第二十四条の七第一項（同条第六項及び法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する親会社等状況報告書をいう。

二十の三　内国会社　第一号イ、ロ、ニ、チ、ヲ又はカに掲げる有価証券の発行者及び第一号ト又はルに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の四　外国会社　第一号ホ、ヘ、リ、ヌ、ワ又はヨに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ト又はルに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四の二　医療法人　第一号イ又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

（二十の四の三　新設）

二十の五　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の六　組合　第一号ヲ又はワに掲げる有価証券の発行者をいう。

（二十の六の二　新設）

二十の七　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人及び組合を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

（二十一の二　新設）

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

（二十一の二の三、二十一の二の四　新設）

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

（二十二の二～四　新設）

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人及び組合を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人及び組合を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この号において同じ。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式に係る議決権が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の総株主の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成19年3月30日 府令第31号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条に規定するもの

ロ　法第二条第一項第四号に掲げるもの

ハ　法第二条第一項第五号の二に掲げるもの

ニ　法第二条第一項第六号に掲げるもの

ホ　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて、イに掲げる有価証券の性質を有するもの

へ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ト　同条第一項第十号の二に掲げるもの

チ　証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

リ　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ヌ　令第一条に規定するもの

ル　法第二条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

ヲ　法第二条第二項第四号に規定する有限責任事業組合契約（以下「組合契約」という。）に基づく権利

ワ　法第二条第二項第五号に掲げる権利（組合契約に類するものに基づく権利に限る。）

カ　法第二条第二項第六号に掲げる合同会社の社員権及び令第一条の三の四に規定する権利（以下「社員権」という。）

ヨ　法第二条第二項第七号に掲げる社員権

二　有価証券の種類　第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同条第一項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

二の二　社会医療法人債券　第一号イ又はホに掲げるものをいう。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株予約権証券　法第二条第一項第六号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　新株予約権付社債券　社債券のうち、新株予約権を付与されているものをいう。

六の二　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の三　預託証券　第一号ルに掲げるものをいう。

六の四　コマーシャル・ペーパー　第一号チ又はリに掲げるものをいう。

六の五　外国譲渡性預金証書　第一号ヌに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

八の二　社会医療法人債　社会医療法人債券に表示されるべき権利をいう。

九　新株予約権付社債　新株予約権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第二項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　親会社等状況報告書　法第二十四条の七第一項（同条第六項及び法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する親会社等状況報告書をいう。

二十の三　内国会社　第一号イ、ロ、ニ、チ、ヲ又はカに掲げる有価証券の発行者及び第一号ト又はルに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の四　外国会社　第一号ホ、ヘ、リ、ヌ、ワ又はヨに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ト又はルに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四の二　医療法人　第一号イ又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の五　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の六　組合　第一号ヲ又はワに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の七　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人及び組合を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人及び組合を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人及び組合を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この号において同じ。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式に係る議決権が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の総株主の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

（イ　新設）

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

（ホ　新設）

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

ヌ　法第二条第二項第四号に規定する有限責任事業組合契約（以下「組合契約」という。）に基づく権利

ル　法第二条第二項第五号に掲げる権利（組合契約に類するものに基づく権利に限る。）

ヲ　法第二条第二項第六号に掲げる合同会社の社員権及び令第一条の三の四に規定する権利（以下「社員権」という。）

ワ　法第二条第二項第七号に掲げる社員権

二　有価証券の種類　第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同条第一項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

（二の二　新設）

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株予約権証券　法第二条第一項第六号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　新株予約権付社債券　社債券のうち、新株予約権を付与されているものをいう。

六の二　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の三　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の四　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の五　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

（八の二　新設）

九　新株予約権付社債　新株予約権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第二項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　親会社等状況報告書　法第二十四条の七第一項（同条第六項及び法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する親会社等状況報告書をいう。

二十の三　内国会社　第一号イ、ハ、ヘ、ヌ又はヲに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の四　外国会社　第一号ニ、ト、チ、ル又はワに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

（二十の四の二　新設）

二十の五　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の六　組合　第一号ヌ又はルに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の七　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人及び組合を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人及び組合を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人及び組合を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この号において同じ。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式に係る議決権が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の総株主の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

ヌ　法第二条第二項第四号に規定する有限責任事業組合契約（以下「組合契約」という。）に基づく権利

ル　法第二条第二項第五号に掲げる権利（組合契約に類するものに基づく権利に限る。）

ヲ　法第二条第二項第六号に掲げる合同会社の社員権及び令第一条の三の四に規定する権利（以下「社員権」という。）

ワ　法第二条第二項第七号に掲げる社員権

二　有価証券の種類　第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同条第一項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

（五　削除）

五　新株予約権証券　法第二条第一項第六号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

（五の三　削除）

六　新株予約権付社債券　社債券のうち、新株予約権を付与されているものをいう。

六の二　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の三　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の四　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の五　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　新株予約権付社債　新株予約権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第二項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　親会社等状況報告書　法第二十四条の七第一項（同条第六項及び法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する親会社等状況報告書をいう。

二十の三　内国会社　第一号イ、ハ、ヘ、ヌ又はヲに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の四　外国会社　第一号ニ、ト、チ、ル又はワに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の五　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の六　組合　第一号ヌ又はルに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の七　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人及び組合を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表　をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表　をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人及び組合を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人及び組合を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この号において同じ。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式に係る議決権が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の総株主の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

ヌ　法第二条第二項第四号に規定する有限責任事業組合契約（以下「組合契約」という。）に基づく権利

ル　法第二条第二項第五号に掲げる権利（組合契約に類するものに基づく権利に限る。）

（ヲ、ワ　新設）

二　有価証券の種類　第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同条第一項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる新株引受権証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株予約権証券　法第二条第一項第六号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　新株予約権付社債券　社債券のうち、新株予約権を付与されているものをいう。

六の二　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の三　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の四　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の五　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　新株予約権付社債　新株予約権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第三項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　親会社等状況報告書　法第二十四条の七第一項（同条第六項及び法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する親会社等状況報告書をいう。

二十の三　内国会社　第一号イ、ハ、ヘ又はヌに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の四　外国会社　第一号ニ、ト、チ又はルに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の五　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の六　組合　第一号ヌ又はルに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の七　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人及び組合を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条による連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第七十二条により中間連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、中間連結貸借対照表及び中間連結財務諸表規則第七十二条による中間連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人及び組合を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人及び組合を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式に係る議決権が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の総株主の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成17年11月30日 府令第103号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

ヌ　法第二条第二項第四号に規定する有限責任事業組合契約（以下「組合契約」という。）に基づく権利

ル　法第二条第二項第五号に掲げる権利（組合契約に類するものに基づく権利に限る。）

二　有価証券の種類　第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同条第一項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる新株引受権証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株予約権証券　法第二条第一項第六号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　新株予約権付社債券　社債券のうち、新株予約権を付与されているものをいう。

六の二　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の三　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の四　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の五　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　新株予約権付社債　新株予約権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第三項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　親会社等状況報告書　法第二十四条の七第一項（同条第六項及び法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する親会社等状況報告書をいう。

二十の三　内国会社　第一号イ、ハ、ヘ又はヌに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の四　外国会社　第一号ニ、ト、チ又はルに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の五　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の六　組合　第一号ヌ又はルに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の七　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人及び組合を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条による連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第七十二条により中間連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、中間連結貸借対照表及び中間連結財務諸表規則第七十二条による中間連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人及び組合を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人及び組合を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式に係る議決権が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の総株主の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

ヌ　法第二条第二項第四号に規定する有限責任事業組合契約（以下「組合契約」という。）に基づく権利

ル　法第二条第二項第五号に掲げる権利（組合契約に類するものに基づく権利に限る。）

二　有価証券の種類　第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同条第一項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる新株引受権証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株予約権証券　法第二条第一項第六号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　新株予約権付社債券　社債券のうち、新株予約権を付与されているものをいう。

六の二　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の三　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の四　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の五　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　新株予約権付社債　新株予約権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第三項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

（二十の二　新設）

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ、ヘ又はヌに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、ト、チ又はルに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　組合　第一号ヌ又はルに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の六　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人及び組合を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条による連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第七十二条により中間連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、中間連結貸借対照表及び中間連結財務諸表規則第七十二条による中間連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人及び組合を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人及び組合を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式に係る議決権が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の総株主の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成17年7月29日 府令第89号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

ヌ　法第二条第二項第四号に規定する有限責任事業組合契約（以下「組合契約」という。）に基づく権利

ル　法第二条第二項第五号に掲げる権利（組合契約に類するものに基づく権利に限る。）

二　有価証券の種類　第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同条第一項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる新株引受権証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株予約権証券　法第二条第一項第六号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　新株予約権付社債券　社債券のうち、新株予約権を付与されているものをいう。

六の二　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の三　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の四　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の五　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　新株予約権付社債　新株予約権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第三項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ、ヘ又はヌに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、ト、チ又はルに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　組合　第一号ヌ又はルに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の六　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人及び組合を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条による連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第七十二条により中間連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、中間連結貸借対照表及び中間連結財務諸表規則第七十二条による中間連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人及び組合を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人及び組合を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式に係る議決権が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の総株主の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

（ヌ、ル　新設）

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる新株引受権証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株予約権証券　法第二条第一項第六号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　新株予約権付社債券　社債券のうち、新株予約権を付与されているものをいう。

六の二　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の三　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の四　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の五　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　新株予約権付社債　新株予約権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第三項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はヘに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、ト又はチに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

（二十の五　新設）

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条による連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第七十二条により中間連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、中間連結貸借対照表及び中間連結財務諸表規則第七十二条による中間連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式に係る議決権が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の総株主の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成17年3月31日 府令第34号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる新株引受権証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株予約権証券　法第二条第一項第六号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　新株予約権付社債券　社債券のうち、新株予約権を付与されているものをいう。

六の二　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の三　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の四　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の五　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　新株予約権付社債　新株予約権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第三項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はヘに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、ト又はチに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条による連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第七十二条により中間連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、中間連結貸借対照表及び中間連結財務諸表規則第七十二条による中間連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式に係る議決権が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の総株主の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる新株引受権証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株予約権証券　法第二条第一項第六号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　新株予約権付社債券　社債券のうち、新株予約権を付与されているものをいう。

六の二　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の三　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の四　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の五　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　新株予約権付社債　新株予約権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第三項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はヘに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、ト又はチに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条による連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第七十二条により中間連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、中間連結貸借対照表及び中間連結財務諸表規則第七十二条による中間連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式に係る議決権が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の総株主の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる新株引受権証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株予約権証券　法第二条第一項第六号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　新株予約権付社債券　社債券のうち、新株予約権を付与されているものをいう。

六の二　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の三　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の四　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の五　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　新株予約権付社債　新株予約権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第三項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はヘに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、ト又はチに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条による連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第七十二条により中間連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、中間連結貸借対照表及び中間連結財務諸表規則第七十二条による中間連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式に係る議決権が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の総株主の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる新株引受権証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株予約権証券　法第二条第一項第六号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　新株予約権付社債券　社債券のうち、新株予約権を付与されているものをいう。

六の二　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の三　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の四　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の五　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　新株予約権付社債　新株予約権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第三項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はヘに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、ト又はチに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条による連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第七十二条により中間連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、中間連結貸借対照表及び中間連結財務諸表規則第七十二条による中間連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式に係る議決権が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の総株主の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる新株引受権証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株予約権証券　法第二条第一項第六号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　新株予約権付社債券　社債券のうち、新株予約権を付与されているものをいう。

六の二　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の三　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の四　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の五　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　新株予約権付社債　新株予約権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第三項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はヘに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、ト又はチに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条による連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第七十二条により中間連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、中間連結貸借対照表及び中間連結財務諸表規則第七十二条による中間連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式に係る議決権が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の総株主の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる新株引受権証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株予約権証券　法第二条第一項第六号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　新株予約権付社債券　社債券のうち、新株予約権を付与されているものをいう。

六の二　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の三　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の四　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の五　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　新株予約権付社債　新株予約権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第三項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はヘに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、ト又はチに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条による連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第七十二条により中間連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、中間連結貸借対照表及び中間連結財務諸表規則第七十二条による中間連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十四項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主又は総社員の議決権（法第五十九条第二項に規定する議決権をいう。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式に係る議決権が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の総株主の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】 （改正なし）

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる新株引受権証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株予約権証券　法第二条第一項第六号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　新株予約権付社債券　社債券のうち、新株予約権を付与されているものをいう。

（六の二　削除）

六の二　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の三　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の四　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の五　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　新株予約権付社債　新株予約権付社債券に表示されるべき権利をいう。

（九の二　削除）

九の二　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第三項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はヘに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、ト又はチに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条による連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第七十二条により中間連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、中間連結貸借対照表及び中間連結財務諸表規則第七十二条による中間連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十四項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）又は出資に係る議決権が、会社の総株主又は総社員の議決権（法第五十九条第二項に規定する議決権をいう。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式に係る議決権が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の総株主の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の四　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の五　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の六　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の三　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第三項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はヘに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、ト又はチに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条による連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第七十二条により中間連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、中間連結貸借対照表及び中間連結財務諸表規則第七十二条による中間連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十四項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の四　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の五　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の六　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の三　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第三項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はヘに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、ト又はチに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条による連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第七十二条により中間連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、中間連結貸借対照表及び中間連結財務諸表規則第七十二条による中間連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十四項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の四　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の五　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の六　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の三　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第三項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はヘに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、ト又はチに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条による連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第七十二条により中間連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、中間連結貸借対照表及び中間連結財務諸表規則第七十二条による中間連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成12年10月10日 府令第116号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の四　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の五　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の六　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の三　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第三項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はヘに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、ト又はチに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条による連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第七十二条により中間連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、中間連結貸借対照表及び中間連結財務諸表規則第七十二条による中間連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する総理府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の四　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の五　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の六　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の三　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第三項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はヘに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、ト又はチに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条による連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第七十二条により中間連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、中間連結貸借対照表及び中間連結財務諸表規則第七十二条による中間連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する総理府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　法第二条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の四　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の五　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の六　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の三　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第三項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はヘに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、ト又はチに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条による連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第七十二条により中間連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、中間連結貸借対照表及び中間連結財務諸表規則第七十二条による中間連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　同条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の四　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の五　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の六　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の三　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、大蔵大臣がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第三項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はヘに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、ト又はチに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条による連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第七十二条により中間連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、中間連結貸借対照表及び中間連結財務諸表規則第七十二条による中間連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条第一項に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　同条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の四　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の五　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の六　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の三　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、大蔵大臣がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第三項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はヘに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、ト又はチに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条による連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第七十二条により中間連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、中間連結貸借対照表及び中間連結財務諸表規則第七十二条による中間連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十五　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

（二十五　削除）

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条第一項に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　同条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の四　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の五　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の六　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の三　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、大蔵大臣がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の二において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第一項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はヘに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、ト又はチに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

（二十一の二　新設）

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十四の三　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十五　議決権　財務諸表等規則第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条第一項に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成10年11月24日 省令第140号】 （別ファイルに続く）